

奈良県告示第五百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 主要地方道
- 二 路線名 名張曽爾線
- 三 道路の区域

8 1				路線 番号	区 間
宇陀郡曽爾村大字	六先まで	今井一三五一番地	宇陀郡曽爾村大字 五先から	宇陀郡曽爾村大字 今井一一八一・一 一八二番地一先か ら	宇陀郡曽爾村大字 掛六四八番地先ま で
前				区域変更 の前後別	
		B		A	
		七・八 、 九・七		三・九 、 三八・二	
		五九・五		一三三・三 ・八	
		旧道部分		旧道部分	
				備考	

今井一三四三番先 から 宇陀郡曾爾村大字 掛一三五五番三先 まで	宇陀郡曾爾村大字 今井一三四三番先 から 宇陀郡曾爾村掛一 三五五番三先まで
	後
C	C
一二・三 ゝ 八七・六	一二・三 ゝ 八七・六
二八七四・四	二八七四・四